

健 第 7464 号
令和2年(2020年)3月5日

一般社団法人佐賀県医師会長
郡 市 医 師 会 長
一般社団法人佐賀県歯科医師会長
一般社団法人佐賀県薬剤師会長
公益社団法人佐賀県獣医師会長
公益社団法人佐賀県看護協会会長
一般社団法人佐賀県臨床検査技師会長

様

佐賀県健康福祉部健康増進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る今後の外来診療体制について(通知)

本県の感染症行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、今後の地域での感染状況の段階に応じた「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」等による外来診療体制が下記のとおりとなる旨、令和2年3月2日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から事務連絡がありました。

つきましては、適切な運用をお願いするとともに、貴会員への周知をお願いします。

記

1 地域での感染状況が、既設の「帰国者・接触者外来」のみで対応可能な規模にとどまっている場合

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日付け事務連絡)及びその後お示ししている補足資料に沿って、これまでに設置した「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」による体制を継続すること。

2 地域での感染拡大により、既設の「帰国者・接触者外来」で受け入れる患者数が増大し、患者への医療提供に支障をきたすと判断される場合

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療体制等の整った医療機関に適切・確実につなぎ、医療機関を発端としたまん延をできる限り防止するとの考え方の下、既設の「帰国者・接触者外来」に加えて、地域の感染状況や医療需要に応じて「帰国者・接触者外来」を増設すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、新型コロナウイルス感染症の疑い患者からの相談があった場合、既設の「帰国者・接触者外来」を優先して紹介し、地域全体の「帰国者・接触者外来」の状況に応じて、疑い患者のうち新型コロナウイルス感染症への感染の可能性が比較的低い者を中心に、適宜、増設する「帰国者・接触者外来」を紹介するなどし、地域の外来ニーズに適切に応えられる体制とすること。なお、疑い患者に該当しない方から「帰国者・接触者相談センター」に相談があった場合は、これまでと同様、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、電話での相談を通じ、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うという役割を、これまでと同様担うこととなるが、疑い患者が増加している状況を踏まえ、その体制の更なる強化を行うこと。

3 地域での更なる感染拡大により、増設分も含めた「帰国者・接触者外来」で受け入れる患者数が増大し、患者への医療提供に支障をきたす場合は、都道府県知事は、関係者の意見を聴取し、厚生労働省とも相談した上で以下のとおり対応すること。

「帰国者・接触者外来」のみでは対応が困難な状況を踏まえ、「帰国者・接触者外来」に限らず、原則として一般の医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を行うこととすること。

この段階においては、新型コロナウイルスへの感染を疑う者は、自ら、受診する医療機関に事前に電話連絡を行い、電話を受けた医療機関は、受診時刻や入口等の調整（時間的・空間的な感染対策）を行った上で、患者の受入れを行うこととする。

のことから、新型コロナウイルス感染症の疑い患者から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うという、これまでの「帰国者・接触者相談センター」の役割は無くなる。ただし、引き続き、新型コロナウイルス感染症を疑う患者や自宅療養中の患者からの電話相談を受け付け、必要な情報提供等を行うこと。

佐賀県健康福祉部健康増進課
感染症対策担当 南
TEL：0952-25-7075
FAX：0952-25-7268
E-mail：kansensyou@pref.saga.lg.jp

事務連絡
令和2年3月2日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る今後の外来診療体制について

新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）において、「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置を依頼し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）」（令和2年2月13日付け事務連絡）において、その体制強化を依頼したところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）により、今後の外来診療体制についてお示ししておりますが、今後の地域での感染状況の段階に応じ、「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」等による外来診療体制は、下記のとおりとなりますので、各都道府県におかれでは、保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、これに基づき、外来診療体制の整備を進めていただくようお願いいたします。

記

1. 地域での感染状況が、既設の「帰国者・接触者外来」のみで対応可能な規模にとどまっている場合

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）及びその後お示ししている補足資料に沿って、これまでに設置した「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」による体制を継続すること。

2. 地域での感染拡大により、既設の「帰国者・接触者外来」で受け入れる患者数が増大し、患者への医療提供に支障をきたすと判断される場合

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療体制等の整った医療機関に適切・確実につなぎ、医療機関を発端としたまん延をできる限り防止するとの考えの下、既設の「帰国者・接触者外来」に加えて、地域の感染状況や医療需要に応じて「帰国者・接触者外来」を増設すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、新型コロナウイルス感染症の疑い患者からの相談があった場合、既設の「帰国者・接触者外来」を優先して紹介し、地域全体の「帰国者・接触者外来」の状況に応じて、疑い患者のうち新型コロナウイルス感染症への感染の可能性が比較的低い者を中心に、適宜、増設する「帰国者・接触者外来」を紹介するなどし、地域の外来ニーズに適切に応えられる体制とすること。なお、疑い患者に該当しない方から「帰国者・接触者相談センター」に相談があった場合は、これまでと同様、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、電話での相談を通じ、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うという役割を、これまでと同様担うこととなるが、疑い患者が増加している状況を踏まえ、その体制の更なる強化を行うこと。

3. 地域での更なる感染拡大により、増設分も含めた「帰国者・接触者外来」で受け入れる患者数が増大し、患者への医療提供に支障をきたす場合は、都道府県知事は、関係者の意見を聴取し、厚生労働省とも相談した上で以下のとおり対応すること。

「帰国者・接触者外来」のみでは対応が困難な状況を踏まえ、「帰国者・接触者外来」に限らず、原則として一般の医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を行うこととする。

この段階においては、新型コロナウイルスへの感染を疑う者は、自ら、受診する医療機関に事前に電話連絡を行い、電話を受けた医療機関は、受診時刻や入口等の調整（時間的・空間的な感染対策）を行った上で、患者の受入れを行うこととする。

このことから、新型コロナウイルス感染症の疑い患者から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うという、これまでの「帰国者・接触者相談センター」の役割は無くなる。ただし、引き続き、新型コロナウイルス感染症を疑う患者や自宅療養中の患者からの電話相談を受け付け、必要な情報提供等を行うこと。